

過誤調整について

1 過誤調整

支払の審査が確定しているものについて、請求を取下げ、給付費を返還します。取下げ処理を行った月の請求額から、過誤による取下げの金額を差し引くことで返還を行います。

過誤調整には通常過誤と同月過誤の2種類があります。

2 過誤調整の注意点

(1) 以下の請求については、過誤調整はできません。

- ① 支払が済んでいない場合
- ② 給付管理票を取下げた場合
- ③ 既に返戻となっている場合

※国保連合会に請求明細書等を提出した月（以下、請求月）の20日までに誤りに気付いた場合は、国保連合会へ希望返戻を依頼することができます。

（保険者への連絡は不要です。様式は国保連合会のホームページにあります。）

(2) 過誤調整を行う請求明細書の請求額が全額調整されます。

請求明細書内の変更する部分のみの調整はできません。取下げを行う被保険者のひと月分の請求額すべてを取下げます。

過誤処理を実行した結果、当該事業所からの請求額よりも、過誤による取下げ額が上回った場合は、その差額を納付書により返還することになります。

3 過誤申立方法

(1) 提出書類

過誤（返戻）依頼票

※多件数となる場合は、多件数用の過誤（返戻）依頼票をご利用ください。

(2) 提出期限

次の期日までに提出してください。

通常過誤：毎月15日 同月過誤：毎月月末

※期日が土・日・祝日の場合は、前営業日までにご提出ください。

(3) 提出方法

介護保険課給付担当へ提出、メール・郵送・FAX可。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

メールアドレス kaigo@city.nagano.lg.jp

FAX 026-224-8694

4 過誤の種類と処理スケジュール

(1) 通常過誤

過誤処理後に国保連合会から送付される過誤決定通知書を確認し、翌月以降に正しい給付費の再請求を行います。

通常過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{事業所全体の当月請求額} - \text{過誤による取下げ額} = \text{支払決定額} \\ & (\text{翌月}) \text{事業所全体の請求額} + \text{正しい請求額} = \text{支払決定額} \end{aligned}$$

	1月	2月	3月
通常過誤	15日までに 過誤申立	10日までに 再請求	再請求分支払
給付管理票		10日までに 「修正」で提出	

(2) 同月過誤

審査が確定している請求の取下げと、正しい給付費の再請求を同一月内に行います。過誤調整と再請求が同月内で行われるので、結果的に差額の調整処理となります。

同月過誤を行った場合の金額調整は、下記のとおりです。

$$\text{事業所全体の当月請求額} - (\text{過誤による取下げ額} - \text{正しい請求額}) = \text{支払決定額}$$

差額調整

	1月	2月	3月
同月過誤	月末までに過誤申立	10日までに再請求	再請求分支払
給付管理票			10日までに 「修正」で提出